

今夏の省エネルギー・節電対策について

5 月 22 日、政府から「2015 年度夏季の電力需給対策について」が発表され、7 月 1 日から 9 月 30 日までの平日、9 時から 20 時までの間、数値目標を設けない節電に取り組んでいくこととなっています。

県庁では、全庁的な節電取組を進めていますが、職員一人ひとりの工夫や取組はもちろん、庁舎内における冷房や照明等の省エネ・節電や LED 照明への切り替えなどの設備投資を通じて、この夏の電力消費を過去 3 ヶ年並みの削減（平成 22 年度夏季比で 10.2% 減）となるよう努めます。

また、電力需給がひっ迫する場合には、一層の節電に努めます。

今夏の省エネルギー・節電対策

1 県庁での主な取組

(1) 全庁的な節電取組の強化

- ・ ワーク・ライフ・マネジメントの推進による時間外勤務の縮減
- ・ 県職員における朝型勤務（7 月～8 月）（調整中）
- ・ エアコンの設定温度 28 の徹底
- ・ 昼休みの個人用及び所属パソコンの電源オフ
- ・ 会議時等、長期（40 分以上）離席が見込まれる際の個人用及び所属パソコン電源オフ
- ・ 自然光などの活用によって、窓際の照明消灯
- ・ エレベーター運転台数の削減（本庁舎 5 台中 2 台の停止）
- ・ 待機電力の節減

(2) 電力需要ピーク時（13 時から 16 時の時間帯）に実施するもの

- ・ 財務会計システムの電力需要ピーク時における使用抑制
- ・ 浄水場等設備の電力ピーク時における運用変更

(3) 省エネ設備の導入促進

- ・ LED 設備の導入促進（県立学校、信号機）
- ・ 太陽光発電施設の順次設置（県立高校）
- ・ 高効率照明器具、自動調光制御の整備（県立高校）

(4) 庁舎前での「グリーンカーテン」の取組実施

2 県民・事業者の皆さまへの取組

(1) 県民・事業者の皆さまへの省エネ・節電の依頼・啓発

- ・ 県民・事業者の皆さまへの呼びかけの実施
- ・ 省エネ節電ポスターの掲示および省エネ節電チラシの配布
- ・ ライトダウン運動を 3 回実施（7 月～8 月）
- ・ 県の公共施設（図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館）の利用呼びかけ
- ・ 三重県地球温暖化防止啓発ポスターコンクールの実施
- ・ Mie こどもエコフェア 2015 などイベント、会議で省エネ・節電の普及啓発
- ・ サマーエコスタイルの周知

(2) 事業者の皆さまへの支援

- ・ 環境・防災対策等促進資金による融資

電力需給ひっ迫への備え

大規模な電源脱落等により、万が一、電力需給がひっ迫する場合、県の機関は、「今夏における電力需給ひっ迫時の対応方針」に基づき、一層の節電に努めます。また、危機管理統括監をトップとする「電力需給ひっ迫連絡会」において、住民サービスの低下をできる限り招かないよう対応することとします。